

令和6年度「スマートシティさいたまモデル」構築事業費補助金（生活支援サービス実証・実装事業）募集案内

1 募集の目的

この事業では、本市の副都心である美園地区及びその周辺エリア（以下「美園地区等」という。）において、AI、IoT 又はデータ等を活用し、定住人口、交流人口又は関係人口の増加、生活の質の向上等を目指す、「スマートシティさいたまモデル」の実現に資する事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

こちらの案内は「スマートシティさいたまモデル」構築事業費補助金について、令和6年度における生活支援サービス実証・実装事業に係る補助金募集の要件等を示すものです。

2 補助対象事業

以下の(1)~(4)のすべてを満たし、サービスエリアに美園地区等を含む、実証又は実装事業を対象とします。【参考：(募集案内別紙) 美園地区の特徴】

- (1) 心身の健康の維持・増進、コミュニティ形成、移動の円滑化や次世代モビリティ普及促進、脱炭素化等を通じて、地域課題を解決し、住民の生活の質の向上に資するサービスを提供するものであること。
- (2) AI、IoT 又はデータ等、先端技術や手法を用いた先進性・革新性のある事業であること。
- (3) 補助事業の事業計画やスケジュールが具体的かつ実現可能であること。
- (4) 補助事業完了後における事業の継続について十分に計画されているとともに、補助事業を通じたデータの蓄積により、他のエリアへの展開や他のサービスとの連携による事業の発展が見込まれること。

【補助対象事業のイメージ】

- ・バイタルデータを取得・分析し、健康増進に関する助言を行うサービス
- ・先端技術や手法を用いて、コミュニティ活動に係る住民の負担を軽減し、交流を活性化させるサービス

- ・情報通信技術により、子育て世代や高齢者、障害者及びその家族の孤立を防止するサービス
- ・二酸化炭素排出量の少ない移動手段の提供や提案を行うサービス
- ・エネルギーの見える化や生活習慣のモニタリングにより、エコロジカルなライフスタイルを促すサービス
- ・VR 技術を活用して、自然環境や動植物への理解を深め、触れ合いを促すプログラムを提供するサービス
- ・画像認識により、家庭菜園や花壇の手入れについて助言を行うサービス
- ・地震や洪水、火災など様々な災害に対して、先端技術により減災に繋がる取組や、災害への備えに役立つサービス
- ・遠隔での健康相談等により生活習慣の見直しや定期的な確認が行えるサービス
- ・情報通信技術等を利用し、認知機能の低下予防や、心身の健康維持に効果が見込まれるサービス
- ・センサーデータなどから将来の問題発生を予測して、問題が起きる前に対応する予測・予防型のサービス

※上記はあくまでイメージです。これに限らず美園地区等において、住民の生活の質の向上に資する、先進的な技術や手法を用いた、継続性・発展性のある事業を募集します。

3 補助対象事業数及び補助金額等

2事業程度とし、事業実施に係る費用の一部を補助します。

- (1) 補助率は、事業の実施に係る経費の $1/2$ (上限300万円。1,000円未満切り捨て) とします。
- (2) 原則として、補助金交付決定の日から令和7年2月28日までの事業の実施に要する経費を、補助の対象とします。
- (3) 補助対象経費は、補助対象事業の実施に直接必要な経費から、本市以外の団体等から交付される補助金等(以下「他団体補助金」という。)を差し

引いたうえ、次に掲げる経費を除くものとします。

ア 他団体補助金の交付を受けるための事務経費

イ 交際費、慶弔費、飲食費、慰労を目的とした旅費、懇親会費等

ウ 領収書のない使途不明の経費（ただし、一般管理費を除く）

エ その他市長が適当でないとする経費

- (4) 補助対象経費の支払いにクレジットカードを使用し、ポイントが付与された場合、あるいは、補助対象経費の支払いを現金で行い、ポイントカードにポイントが付与された場合は、その支払いをした経費は、補助対象経費として認められません。ただし、補助対象経費に付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象外経費として減額し、その残額を補助対象経費として取り扱って差し支えありません。

4 補助金交付申請資格等

1の目的に資する事業を主体的に行う法人等を対象としますが、以下の法人等は対象となりません。

- (1) さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団、又は同第2号に規定する暴力団員に該当する者を役員とする法人等

- (2) 特定の政党活動、又は宗教活動を目的とする活動を行う法人等

また、さいたま市広告掲載基準（平成18年7月13日制定）第3条に定める規制業種を内容に含む事業又は同条に定める事業者による事業には、補助金を交付しません。

5 交付申請窓口

補助金の交付を希望する事業者・団体等は、令和6年6月10日(月)から令和6年6月24日(月)までに、以下の窓口へ、関係書類を添えて、補助金交付申請書を提出してください。なお、郵送（期限日必着）、メール及び電子申請システムによる提出も可とします。

メールによる提出の場合、到達確認の電話連絡をしてください。

(窓口)

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市都市戦略本部

未来都市推進部 未来都市共創担当

TEL 048-829-1457

Email : mirai-toshi-suishin@city.saitama.lg.jp

電子申請システム URL :

令和6年6月10日(月)交付申請受付開始以降にHPに公開します。

<交付申請時提出書類>

- ・「スマートシティさいたまモデル」構築事業費補助金交付申請書
- ・計算書類（直近の会計期間にかかる貸借対照表及び損益計算書等）
- ・登記事項証明書（登記簿謄本）の写し（3ヶ月以内のもの）
- ・法人市民税納税証明書
- ・役員一覧表

<交付申請時任意提出書類>

- ・交付申請書の補足資料（パワーポイント5枚以内）
- ・「スマートシティさいたまモデル」構築事業費補助金交付決定前着手届出書
- ・「スマートシティさいたまモデル」構築事業費補助金概算払届出書

※交付決定前着手届出書及び概算払届出書については、本案内の「10 その他」の(6)及び(7)を参照。これらを提出するときは、理由書（様式任意）も添付してください。

※電子申請システムで提出する場合、提出書類のファイルサイズの上限は100MBです。

※メールで提出する場合、当方で受け取れるファイルサイズの上限は3.5MBです。ファイルサイズがこれを超えるときは、事前に窓口へ電話連絡してください。

6 補助金交付決定に係る審査

- (1) 本市が設置する審査委員会において、補助金交付申請書及び補助金交付申請者からのプレゼンテーションを受けて審査を行います。
なお、プレゼンテーションは1件につき10分程度を予定しています。
交付申請書に記載する事業内容は、プレゼンテーションの時間内で、過不足なく説明できる分量としてください。
- (2) 補助金交付申請書において、前記2の補助対象事業に該当しないこと又は前記4の補助金交付申請資格を満たさないことが明らかなきときは、プレゼンテーション審査を行うことなく、補助金の不交付を決定します。
- (3) 補助金交付申請件数が多数にのぼる場合は、審査委員会において、補助金交付申請書による書類選考をおこない、プレゼンテーション審査対象を5件程度に絞り込む場合があります。

※審査は、プレゼンテーション審査を含めて、申請時に提出された書類によって行います。プレゼンテーションにあたっての資料の追加提出や、他の資料を用いたプレゼンテーションは認めません。

※プレゼンテーション審査への出席者は3名以内とします。

7 審査に係る評価項目等

下表の項目及び配点で審査を行うものとし、各審査委員の採点結果を合計した点数を獲得点数として、獲得点数が高いものを選定します。

なお、獲得点数が満点の6割に満たない場合や、評価項目中「先進性・革新性」について、全審査委員がe評価（評価しない・記載がない）を付けたものについては申請件数等の如何に関わらず、補助金を交付しません。

※獲得点数が同点の場合で、予算の都合により、その全てを補助対象事業として選定できないときは、各委員の採点における最高点数がより高いものを選定します。さらに、各委員の採点における最高点数も同点である場合は、くじ引きによるものとしします。

評価項目		配点 (委員1人当たり)	評価
公共性・ 公益性	心身の健康の維持・増進、コミュニティ形成、移動の円滑化、脱炭素化等により、住民の生活の質の向上が見込まれるか。	15点	a：非常に優れている b：優れている c：標準的である d：劣っている e：評価しない・記載がない
	事業実施エリアや社会の課題が十分に分析されているか。	10点	
先進性・ 革新性	先進的な技術や手法を活用した革新性のある事業か。	15点	
実現可能 性・妥当 性	実施体制やスケジュールが具体的かつ実現可能と認められるか。	10点	
	課題解決に妥当な手段が用いられているか。	5点	
継続性・ 発展性	事業計画や資金計画から、補助事業完了後の継続や発展が見込まれるか。	15点	
	客観的な評価指標が設定されているか。	5点	
	継続・発展に必要なデータの、安全な収集、活用が見込まれるか。	10点	
	行政や他の事業者とのデータ連携が見込まれるか	10点	
地域性	申請者の活動拠点が本市内に所在するか。	5点	
計		100点	

※評価 a は配点×1.0点、b は配点×0.75点、c は配点×0.5点、d は配点×0.25点、e は0点とし、小数点以下は各委員の計で切り捨てる。

8 質問

本件補助金について質問があるときは、別添の「質問書」を、前記の窓口あてメールで送信してください。

受け付けた質問に対する回答は、随時、以下の市 HP に掲載します。

質問受付期間：令和6年5月20日(月)～令和6年6月7日(金)

市 HP：

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/010/015/099/001/p114655.html>

9 事業スケジュール

令和6年5月17日(金)	本案内公開
令和6年5月20日(月)～6月14日(金)	質問受付期間
令和6年6月10日(月)～6月24日(月)	補助金交付申請期間
令和6年7月9日(火)	プレゼンテーション審査(予定)
令和6年7月中旬	補助金交付決定(予定)
令和6年7月中旬 ～令和7年2月28日	補助事業実施期間(予定)
令和7年3月31日	実績報告書提出期限

※実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い方となります。

実績報告書に基づいて事業内容等の確認を行い、交付すべき補助金の額を確定します。

※上記のほか、毎月15日までに、前月までの補助事業の実施状況等を報告していただきます。

10 その他

- (1) 交付申請書の提出をもって、本要項、「スマートシティさいたまモデル」構築事業費補助金交付要綱(平成28年4月1日制定)、さいたま市補助金等交付規則(平成13年さいたま市規則第59号)等の関係規定の内

容等を、申請者が確認し、承諾したものとみなします。

- (2) 補助金交付申請に係る費用は、申請者の負担とします。
- (3) 交付申請書の記載内容について、著作権は申請者に帰属します。ただし、市は、選考過程及び審査結果の公表等、必要な範囲で申請書の記載内容が無償で使用することができるものとします。なお、審査結果の如何に関わらず、提出された交付申請書及びその付属書類は返却しません。
- (4) 提出された交付申請書は、さいたま市情報公開条例（平成 13 年さいたま市条例第 17 号）、さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年さいたま市条例第 4 2 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、公開しないことができる情報を除いて、原則として公開します。
- (5) 補助金は原則として、補助事業完了後に完了報告書をご提出いただき、補助金額が確定した後に交付します。交付申請した事業内容が達成されていないと認められるときは、交付額の減額や、補助金を交付できない場合があります。
- (6) 補助金交付決定前に、やむを得ず補助事業に着手する必要がある、当該経費について補助対象経費に含めて申請するときは、所定の補助金交付決定前着手届出書に、事業着手の理由等を記載して、交付申請書とともに提出してください。申請した事業が不採択となる場合や、交付決定額が補助申請額に満たない場合があることを了承のうえで提出してください。
- (7) 補助金交付決定後、補助金額の確定前に補助金の概算払いを希望するときは、所定の概算払届出書に、概算払が必要な理由を記入し、必要に応じて理由に関する説明資料を添えて、交付申請書とともに提出してください。なお、概算払が認められた補助事業について、交付申請した事業内容が達成されていないと認められるときは、交付額の全部又は一部を返還していただく場合があります。

美園地区について



浦和美園駅周辺(航空写真:2020年6月)



美園地区(埼玉高速鉄道線「浦和美園駅」周辺)

- ・さいたま市の東南部の郊外、東京都心から25km圏内に位置しています。
- ・埼玉高速鉄道線「浦和美園駅」を中心に、大規模な都市開発が進むエリアです。
- ・同駅や2002FIFAワールドカップに向け開場した埼玉スタジアム2002を囲みながら、総面積約320ha 計画人口約32,000人の土地区画整理事業(愛称:みそのウイングシティ)を核とした新たな都市拠点づくりが進行中です。
- ・さいたま市総合振興計画においては、4つの「副都心」の1つに位置付けされています。

埼玉スタジアム2002

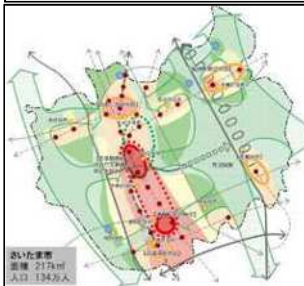


埼玉高速鉄道線「浦和美園駅」



将来都市構造図

さいたま市都市計画マスタープラン

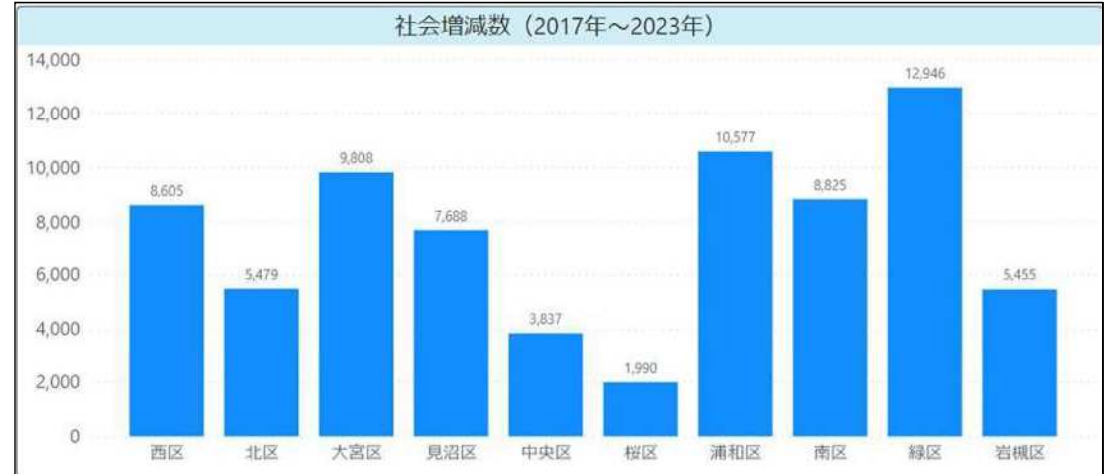


美園地区

副都心“美園地区”の目指す方向性

「埼玉スタジアム2002」などの地域資源を生かしながら、“スポーツ、健康、環境・エネルギーを軸に先進的なライフスタイルを創造する副都心地区”の形成を目指す。

美園地区の人口動態

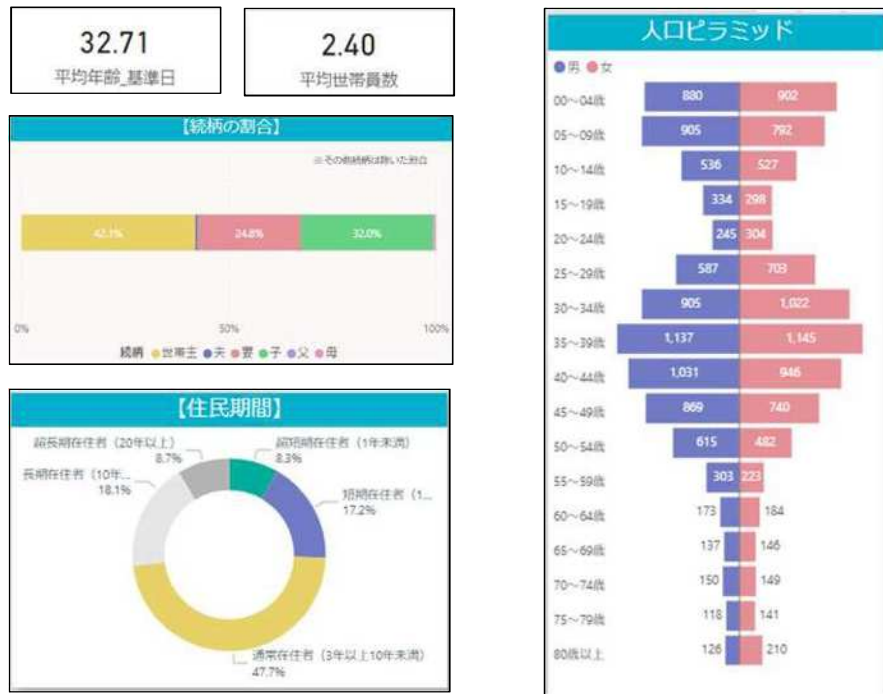


＜美園地区の人口動態＞

- 人口は3,471人（2009年1月）⇒17,979人（2024年1月）と推移しており計画人口に対する計画達成率は約56%となっています。
- さいたま市内でもトップクラスで人口数が増加しており、平成31年には
 - ・さいたま市立美園北小学校
 - ・さいたま市立美園南中学校
 地区内に開校しています。
- 美園地区を含む緑区は、さいたま市内においても、社会動態による増加が多いことも特徴のひとつです。
- 人口増加率も2009年以降常時100%を超えており、概ね年間で1万人程度人口増加があるさいたま市の中でも、特に高い人口増加率で推移しています。
- 2009年から2024年で計上すると524%の増加率となっており、‘新しいまち’として発展しています。

さいたま市内での美園地区

人口分析(美園地区)



人口分析(さいたま市全域)



<市全域との比較した美園地区>

○平均年齢は市全域に比べて10歳以上若く、人口ピラミッドからも、0~9歳、30~44歳の割合が多い。

また、続き柄割合でも子の割合が5ポイントほど高い。更に、平均世帯員数も市全域に比べ、0.3ポイント高い。

このことから、お住まいの住民は若く、子育て世帯が多いことが窺えます。

○住民期間からは市全域に比べて美園地区に住まわれている期間は、超短期在住者・短期在住者・通常在住者といった10年未満の割合が7割を超えており、新しい住民の多いまちであることが窺えます。